

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】令和4年6月14日(2022.6.14)

【国際公開番号】WO2021/157372
 【出願番号】特願2021-575711(P2021-575711)

【国際特許分類】

G 0 3 G 15/08(2006.01)
 G 0 3 G 15/095(2006.01)
 G 0 3 G 13/095(2006.01)
 G 0 3 G 9/08(2006.01)

10

【F I】

G 0 3 G 15/08 2 2 6
 G 0 3 G 15/095
 G 0 3 G 13/095
 G 0 3 G 9/08

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月14日(2022.3.14)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非磁性一成分の現像剤を用いて現像を行う画像形成装置であって、
 軸周りに回転し、静電潜像が形成されるドラム周面を有する感光体ドラムと、
 前記感光体ドラムに前記現像剤を供給して前記静電潜像を現像剤像に顕在化する現像装置
 と、を備え、

30

前記現像装置は、

前記現像剤を収容する現像ハウジングと、

軸周りに回転可能なように前記現像ハウジングに支持され、前記ドラム周面と対向し前記
 現像剤を担持する第一周面を有し、担持した前記現像剤を前記ドラム周面に供給する現像
 ローラーと、

前記第一周面と接触し、前記第一周面に担持させる前記現像剤の量を規制する規制ブレ
 ードと、を備え、

前記第一周面は、前記規制ブレードとのみかけの接触面積に対する真の接触面積を表す実
 接触面積率として4.5%以上10%以下の値を有し、前記規制ブレードは前記実接触面
 積率において10N/m以上60N/m以下の接触線圧で前記第一周面に対して配置され
 ている、画像形成装置。

40

【請求項2】

前記規制ブレードは、前記第一周面に対する前記接触線圧が10N/m以上60N/m以
 下の範囲となるように前記現像ハウジングに支持されている、請求項1に記載の画像形成
 装置。

【請求項3】

前記規制ブレードは、前記現像ハウジングに固定される固定端部と当該固定端部とは反対
 側に配置され前記現像ローラーの前記第一周面に接触する自由端部とを有し、

前記自由端部は、前記現像ローラーから離れるような曲げ形状を有する曲げ部を含むみ、

前記曲げ部の曲率半径は0.1mm以上である、請求項2に記載の画像形成装置。

50

【請求項 4】

前記規制ブレードは、少なくとも前記曲げ部の一部を含む領域において前記現像ローラーの前記周面に接触し、前記領域の表面粗さ R_a が $0.05 \mu\text{m}$ 以上 $0.3 \mu\text{m}$ 以下の範囲に含まれる、請求項 3 に記載の画像形成装置。

【請求項 5】

前記現像剤は、粉碎法または重合法によって製造され、円形度が 0.93 以上 0.97 以下、あるいは中心粒径が $6.0 \mu\text{m}$ 以上 $8.0 \mu\text{m}$ 以下の現像剤である、請求項 1 に記載の画像形成装置。

【請求項 6】

前記現像剤の 90 における溶融粘度は、 $10000 \text{Pa} \cdot \text{S}$ 以上 $200000 \text{Pa} \cdot \text{S}$ 以下の範囲に含まれている、請求項 1 に記載の画像形成装置。 10

20

30

40

50